①都道府県	②市町村名	Ⅰ　準要保護の認定について 準要保護の認定にあたり，平成３０年１０月時点において，生活保護基準を参照して判定する基準（※）を用いているか。 ※生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの，その他，生活保護基準を参照しているもの。		Ⅱ　平成３０年度（１０月以降）の対応について １．準要保護の認定基準への反映について				２．生活保護基準見直しの影響への対応予定																			Ⅲ　自由記述欄
				（１）平成３０年１０月以降，見直し後の生活保護基準を，今年度の準要保護の認定基準として反映させるか。		（２）参照している生活保護基準の時点		（１）　平成３０年１０月以降，生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合，何らかの対応を行う予定か。			（２）（１）で「①対応予定あり」と回答した場合，具体的な内容（複数回答可）					（３）（２）「⑤その他」の内容 ※既認定者（平成３０年９月までに認定している者）及び新規申請者（平成３０年１０月以降に申請があった者）への対応が異なる場合には，その内容を記載。	（４）（１）で「生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし」と回答した場合，その理由（複数回答可）			（５）（４）「①就学援助以外に，義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため」及び「③その他」の具体的な内容	３．生活保護基準見直しの影響を受ける人数について （１）２．（１）で「③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし」と回答した場合，どの程度の影響が生じる可能性があるかを把握しているか。		（２）①把握している場合，平成３０年９月までは援助対象だったが，平成３０年１０月以降は援助対象外となる可能性のある者の人数（人） ※生活保護基準見直しの影響により，平成３０年１０月以降，援助対象外となる者であり，明らかに生活保護基準見直しの影響によるものではない者は除く。	（３）３．（１）で「②把握していない」と回答した場合，把握できない理由	
		１用いている	２用いていない ※「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの」を参照している場合を含む。	①反映させる	②反映させない	年	月	①対応予定あり	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため，対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし	①見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は，改めて，見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を，従来より高い倍率に引き上げて認定	③生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準以外の認定基準を新設したり，運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に，教育委員会や学校で，当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に，義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため	②従来より，近隣他市区町村より高い係数を設定しており，準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない			
		→Ⅱへ	→Ⅲへ	→２（１）へ	→１（２）へ	→Ⅲへ		→２（２）へ	→Ⅲへ	→２（４）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→２（３）へ	→Ⅲへ	→２（５）へ	→３（１）へ	→２（５）へ	→３（１）へ	→３（２）へ	→３（３）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
46	46	21	25	3	18	18	18	3	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
熊本県	熊本市	○			○	25	4																		
熊本県	八代市		○																						
熊本県	人吉市	○			○	24	12																		
熊本県	荒尾市	○			○	25	7																		
熊本県	水俣市	○			○	29	4																		
熊本県	玉名市		○																						
熊本県	山鹿市	○		○				○						○											
熊本県	菊池市	○			○	25	7																		
熊本県	宇土市	○			○	25	3																		
熊本県	上天草市		○																						
熊本県	宇城市	○			○	25	7																		
熊本県	阿蘇市		○																						
熊本県	天草市		○																						
熊本県	合志市		○																						
熊本県	美里町	○			○	25	11																		
熊本県	玉東町		○																						
熊本県	南関町		○																						
熊本県	長洲町		○																						
熊本県	和水町		○																						
熊本県	大津町		○																						
熊本県	菊陽町	○			○	24	4																		
熊本県	南小国町		○																						・生活保護基準を「参考」とした独自基準で運用を行っているが，基準の見直し等を検討する必要性も見えてきている。
熊本県	小国町		○																						
熊本県	産山村		○																						
熊本県	高森町		○																						
熊本県	西原村		○																						
熊本県	南阿蘇村	○			○	30	4																		
熊本県	御船町		○																						
熊本県	嘉島町	○			○	25	8																		
熊本県	益城町	○			○	24	12																		
熊本県	甲佐町	○			○	30	4																		
熊本県	山都町		○																						
熊本県	氷川町		○																						
熊本県	芦北町	○			○	30	4																		
熊本県	津奈木町	○			○	30	4																		
熊本県	錦町	○		○				○			○														
熊本県	多良木町		○																						
熊本県	湯前町		○																						
熊本県	水上村	○		○				○						○											
熊本県	相良村		○																						
熊本県	五木村	○			○	30	4																		
熊本県	山江村		○																						
熊本県	球磨村	○			○	29	4																		
熊本県	あさぎり町	○			○	24	12																		
熊本県	苓北町		○																						
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合		○																						